

扶養控除の一部廃止により 影響が生じないよう 条例などを改正しました

平成22年の税制改正で平成23年中の収入に基づく所得税の算定から

○年少扶養控除（16歳未満1人につき38万円）

○特定扶養控除（16歳以上19歳未満1人につき25万円）

が廃止となり、新たに所得税が課税され、現行制度では一部手当等の受給対象外となる方が生じるため、影響が生じないように、下記制度等に関する条例、要綱の改正を行いました。

福祉課関係	福祉事務所	住民生活課関係
<p>（高齢者福祉係） 老人福祉施設入所に係る扶養義務者負担額、緊急通報システム設置自己負担額</p> <p>（地域福祉係） 障害者及び障害児福祉サービス利用自己負担限度額、補装具費支給自己負担額、障害児者地域生活支援事業手数料、ホームヘルパー派遣事業手数料、自立支援医療自己負担限度額、特別児童扶養手当支給基準</p>	<p>児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当支給基準、母子生活支援施設自己負担額、助産施設自己負担額</p>	<p>（保険係） 特別医療費助成制度（ひとり親家庭） 心身障がい者医療費助成制度、高齢者はり・きゆう・マツサージ施設費助成制度</p> <p>（子育て支援係） 児童年金、災害遺児手当、放課後児童クラブ手数料、保育料、ひとり親家庭児童小学校及び中学校入学支度金支給制度</p>



各種制度等の申請時には、所得税法の改正に伴う影響がないよう判断ができる内容での申請をお願いしておりますが、平成23年中の収入や扶養条件が前年と変わらないにもかかわらず、手当等の受給、手数料の金額に影響が生じた方は、各制度の担当課、担当者にお尋ねください。

問い合わせ先

福祉課（高齢者福祉係、地域福祉係）

☎73-1333

福祉事務所

☎73-1339

住民生活課（保険係、子育て支援係）

☎73-1415